

平成31年度

# 危機管理マニュアル

室戸市立羽根中学校

# 目 次

## I 事件・事故への基本的な考え方

1. 学校における危機管理とは	1
2. 危機管理の種類	
(1) 予防のための危機管理	1
(2) 事後対応のための危機管理	2

## II 危機的状況における具体的対応

1. 生徒指導にかかわる危機管理	4
2. いじめの対応	4
3. 学校事故の危機管理と対	
ア 学校事故とは	5
イ 事故発生時の展開	5
ウ 登下校中の交通事故	6
エ 緊急対応組織	7
オ 校舎に不審者が入り込んでいるときの対応	7
カ 地震	9
キ 火災	18
ク 風水害	23
ケ PM2.5 光化学スモッグへの対応	23
コ アレルギー症状のある生徒への対応	24
サ 熱中症への対応	24
シ 頭頸部損傷への対応	25
ス 新たな危機事象への対応	26
1 学校への犯罪予告・テロへの対応	26
2 インターネットの犯罪被害への対応	26
3 弾道ミサイル発射に係る対応	27

災害時の応急手当	28
----------	----

防災関係機関連絡先一覧	29
-------------	----

## I 事件・事故への基本的な考え方

### 1 学校における危機管理とは

学校で行われる全ての活動は、生徒の心身の安全に配慮して、一定の教育効果を求めて行われる意図的、計画的、継続的営みである。しかし、万全の配慮をしても予期できない生徒に係わる諸問題及び事件・事故が発生する。特に、生徒を取り巻く社会の変化に伴い、いじめや暴力行為、薬物の乱用、食中毒、拉致・監禁等々学校が予測できない事件・事故が多様に発生している。その際、適切な対応がなされていなかったために、子どもの教育に大きな弊害を与えたり、保護者・地域の信頼を失ったりし、組織体としての学校は大きなダメージを受ける。

このような諸問題や事件・事故発生に伴って生まれるダメージを軽減し、組織体としての学校の維持を図るため事前に立てておく対策が「危機管理」である。したがって、危機管理は事件・事故の発生を想定しながら、学校全体をあげて、組織的・計画的に行わねばならない。

### 2 危機管理の種類

危機管理は、事件・事故等を想定して起こらないように予防するための対応と、予防はしていても起こってしまった時の事後の対応に大別できる。

- 自然災害（地震、火災、風水害等）
- 学校事変（教育活動中の事故、施設・設備のトラブルによる事故、休憩時間の遊びに関する事故等）
- 食中毒・流感・伝染病・熱中症等
- 盗難・不審者等の侵入
- 教職員に係わる事件・事故（子どもへの体罰や暴行・セクハラ、行方不明、非行、公務災害等）
- 子どもに係わる事件・事故（教師への暴行、非行、家出、自殺等）
- その他（人間関係のトラブル、苦情電話、指導上のトラブル）

#### (1) 予防のための危機管理

予防のための危機管理とは、想定される生徒の諸問題や事件・事故に対する事前の対応策の策定のことである。次の観点を予防策とする。

#### ア 早期発見のための点検・調査

不登校やいじめの問題、非行・問題行動等、施設設備の不備等については早期発見が第一である。そのためには、日常的、定期的な観察や点検が重要である。生徒の人間関係に伴う問題については、日常の子どもの観察や保護者との連携が重要になる。方法は問題・事象によって多様であるが、朝の健康観察、授業中の人間関係、生活ノートなどによる生徒の内面の把握、保護者との定期的な連携などを大切にして早期発見に努めることが鍵となる。施設・設備の不備や登下校時の事故を防ぐためには、起こり得る事故を想定した定期的な点検が必要である。また、食中毒などの予防については、毎日の衛生管理の点検を大切にし、起こる可能性のある施設・設備の点検や専門家による点

検などを充実させることが必要である。事件・事故などの種類の有無を問わず、早期発見のための努力が予防の第一段階として重要となる。

### **イ 日常的・継続的指導**

問題行動や事件・事故からの回避の一番の手だては日常の教育活動の充実である。問題行動や事件・事故が起こったときだけに指導するのではなく、意図的・継続的に指導を続けておくことが必要である。教科や道徳・特別活動等の中で計画的な授業の実施、「わかる楽しい授業」の積み重ね、朝の会・帰りの会の充実、清掃等の諸活動の充実等、日常の教育活動を工夫・改善していくようにする。

特に、道徳の人間関係に関する指導、特別活動の安全に関する指導等が計画的に実施できるようカリキュラムを作成する。

### **ウ 対応組織・危機管理マニュアルの作成**

問題事象に即時的に対応できる組織をあらかじめ作成しておくことが重要である。特に、いじめや不登校、問題行動等については、日常的に機能する対応組織が必要であり、早期発見の手だて等について協議を行う。また、具体的に組織が機能するように校長を中心とした組織の動きをマニュアル化しておくことも大切である。

## **(2) 事後対応の危機管理**

問題事象は、事後対応の在り方によって解決を早める。事後対応は問題事象によって、学校内にとどまらず、保護者、地域、警察、報道機関等の外部機関等との関わりも強いいため、細心の対応が求められる。具体的には次のような対応が必要である。

### **ア 情報の収集・集約**

まず、問題事象の情報を正確に収集することが重要である。事件の内容・被害の状況・生徒の様子・指導のあり方等早急に正確につかむこと。次に、収集した情報を、校長を中心に集約し、情報の混乱を回避すること。この場合、もっとも大切にするのは、「早さ」と「正確さ」である。収集した情報により、事後の対策が検討されるため、学年会議等で日常的に組織的に情報を収集するようしておく必要がある。特に、生徒の出席状況の把握や欠席生徒の所在確認等は、「早さ」と「正確さ」を目的に日常的に取り組んでおくこと。

### **イ 報告・連絡**

校長は、学校として情報を集約・整理するとともに、教育委員会への報告し、場合によってはその指示を待つこと。特に、教育委員会としての対応が必要となると判断される内容についての報告は早急に行う。そのためには、報告・連絡の経路を明確にするとともに、日常的に報告・連絡を確実に行う習慣をつけておく必要がある。

## ウ 情報の発信

校長によって集約された情報は、保護者、地域、報道関係等へ必要に応じて提供されなければならない。提供のタイミングが遅れると、情報が錯綜・混乱する事態を招く。したがって、情報は、発信する情報の内容を検討したり、発信・説明の場を設定したりする等の判断が要求される。また、情報発信の窓口を一本化することが大切である。

## エ 対応組織

校務分掌で組織化している主任・主事を中心とした「生徒指導部会」、「いじめ・不登校対策委員会」、等の組織を活用していく。その際、組織の役割や活動内容を明確にしておき、組織の長の活動をマニュアル化して、校長と十分共通理解しておくことが必要である。

## オ 事後指導・対応

問題事象発生後、対象生徒及び関係学年等への事後指導が必要となる。特に、保護者等への事後報告、指導の協力依頼等については早急に実施することが必要である。また、事件・事故等に伴い学校の指導の在り方や施設・設備の改善など早急に取り組みなければならない。事件・事故の発生よりも、事後の対応・指導を怠った方が学校の責任は重いと言える。

## カ 再発防止のための方針確認

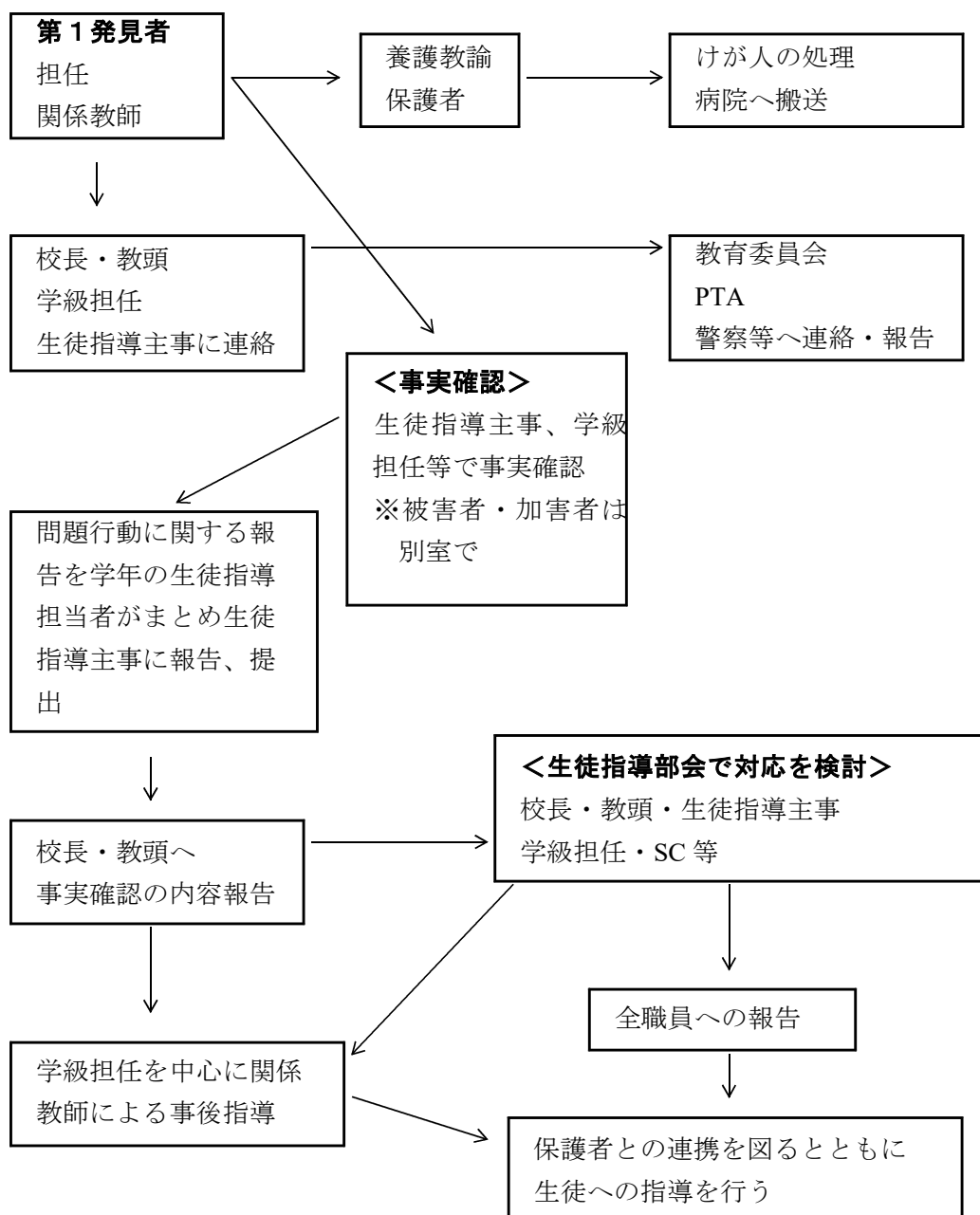
- ・問題事象対象生徒へ、将来への展望を示す。その実現のための日常の努力目標設定の指導・援助。
- ・具体的な援助体制の提示—自己決定。
- ・保護者との連携の強化。支援体制の提示。
- ・「予防のための危機管理」項目ア、イの確認と実践。

## II 危機的状況における具体的対応

危機管理への対応については、短時間に即時の対応が求められるため、学校として組織的に動くこと。事件・事故の内容によっては教育委員会・教育事務所、警察との密接な連絡が必要となる。事件・事故等の対応への具体的組織及び事故発生時の手順については下図のようにする。

### 危機管理マニュアル系統図

#### 1 生徒指導に関わる危機管理



問題行動が発生した場合の対応の手順	対応の留意点
① 第1発見者は校長・教頭・学級担任 生徒指導主事に報告 ② 事実確認および状況の確認 ③ 校長(教頭)に報告 ④ 校長は市教育委員会へ報告 ⑤ 生徒指導部会で対応策を協議する。 ⑥ 対応策をとりまとめ、対応にあたる。 ⑦ 保護者への事情説明と協力要請をする。 ⑧ 生徒指導部会、全職員への報告	・関係生徒はそれぞれ別室に保護する。 ・第1発見者と生徒指導担当等で事実確認 及び状況の確認をする。 ・生徒指導担当は状況をまとめて校長に報 告する。 ・生徒指導部会で対応策を協議する。 ・学級担任は保護者に事実を報告する。 ・生徒指導主事は事件のすべてを文書にま とめ、校長に報告し、事件の背景、問題点 課題などを協議し今後の指導に生かす。

## 2 いじめの対応【羽根中学校「いじめ防止基本方針」に記載】

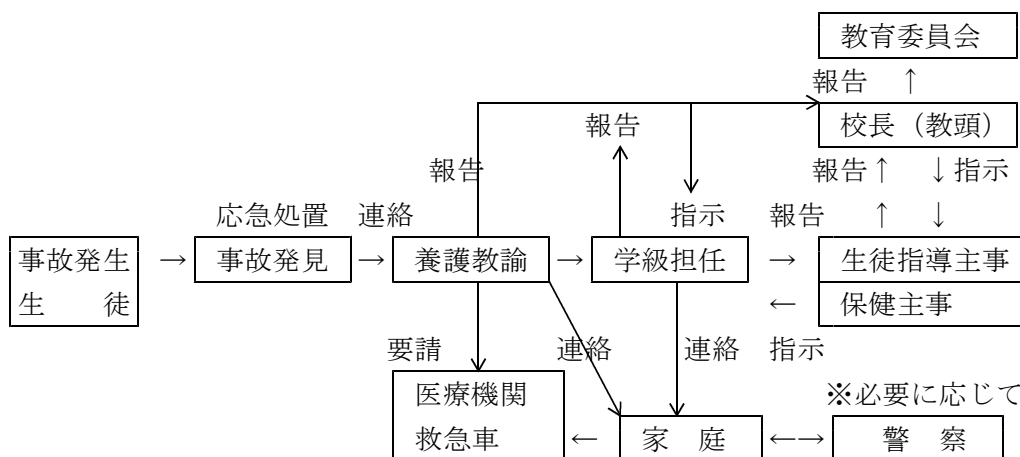
### 3 学校事故の危機管理と対応

#### ア 学校事故とは

学校における管理運営及び教育活動、生徒諸活動に伴う生徒、教職員、施設・設備などのさまざまな事故を総称する。この場合、学校の建物や敷地内だけでなく、学校外で行われる修学旅行や自然教室等の学校行事などで発生した生徒の事故災害も含む。

#### イ 事故発生時の展開

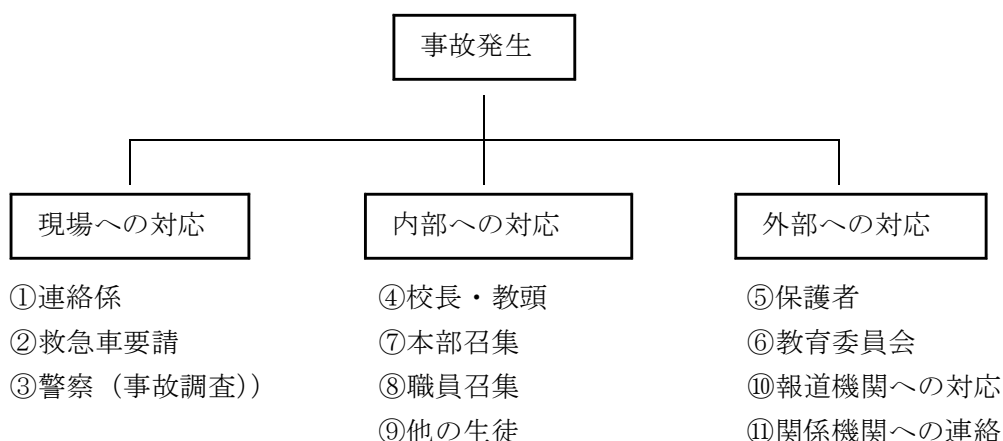
- (1) 校長、教頭…正確な情報の把握と対応、関係機関への報告
- (2) 学級担任 …保護者への連絡、事故発生後
- (3) 一般教師 …搬送車の手配、周囲の生徒たちの管理、指導
- (4) 養護教諭、事故発見者…傷病者の応急処置、関係機関への連絡、事故発生の記録



<緊急電話連絡先>

救急車	1 1 9		
警 察	1 1 0	羽根駐在所	2 6 - 1 8 1 1
田野病院	0 8 8 7 - 3 8 - 7 1 1 1		
山下歯科	2 6 - 1 1 0 0		
室戸市教育委員会	2 2 - 5 1 4 1		

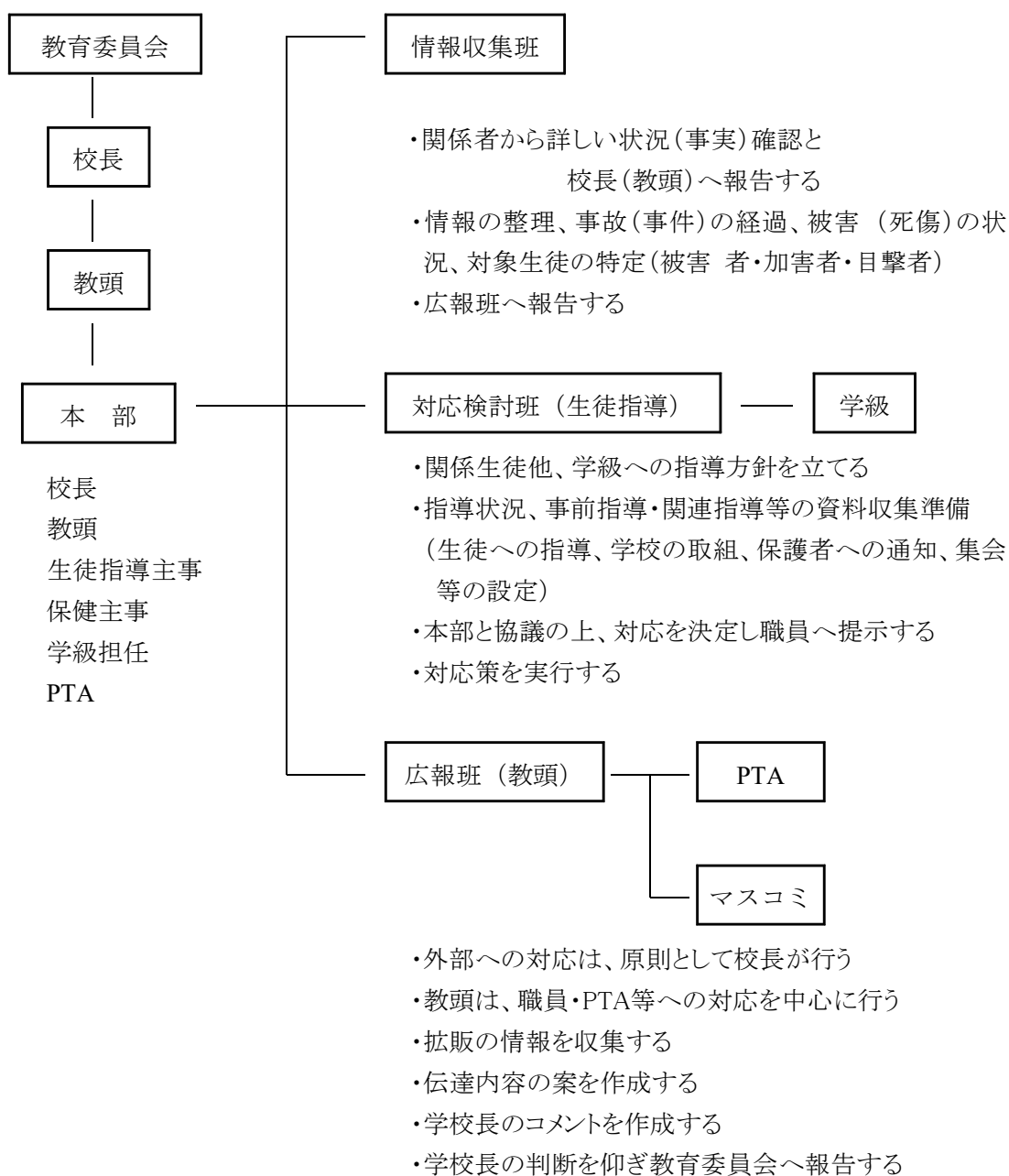
ウ 登下校中の交通事故



- ①②：学校に事故発生の連絡があり、ただちに連絡係（保健主事、担任等）が現場へ向かう。ここでは、まず被害者の救急処置が第一であり、被害状況に応じて救急車を呼んだり、自動車を活用したりして病院に運び救急治療をする。
- ③：急いで警察に連絡し、事故調査を受けるようにする。  
校長・教頭に報告して、指示を仰ぐ。
- ④：連絡係、⑦・⑧への指示・命令、指導助言を行い、常に職員の対応状況を把握する。
- ⑤：保護者に連絡をとり、事故の事情の説明をし、病院へ行くことを指示する。  
この時必ず、本部のものが同行する。
- ⑥：校長を通じて教育委員会に報告し、学校の対処の仕方や見通しなどを一致させる。
- ⑦⑧：組織的な指導体制の確立を目指し、全職員の共通認識・共通理解に基づく共同体制を図る。
- ⑨：動揺を与えない配慮を第一にするとともに、安全指導の徹底を図る。
- ⑩：窓口を一本化し、情報の収集・整理・集約を徹底する。
- ⑪：関係機関としては、P T A役員、交通安全担当者（警察）等が考えられる。  
状況を考慮しながら、連携を怠らないようにする。



## エ 緊急（重大事故、事件）対応組織



## オ 校内に不審者が入り込んでいる時の対応

### (1) 予防のための事前策

- ① 管理職は生徒、保護者、教職員に対して、校内で不審者を発見した場合はそれぞれの対応の仕方について、日頃から理解させておく。
- ② 教頭は常に来訪者を確認し、学校日誌に記載するなどしておく。
- ③ 管理職は、校舎内外の定期的な巡視を行なう。

- ④ 来訪者で不審な場合、教職員は管理職と連絡を取りながら来訪者の確認をする習慣をつけておく。
- ⑤ 工事関係者等の立ち入りは、事前連絡を義務付ける。
- ⑥ 来訪者の立ち入りは受付を通すことを表示する。

## (2) 対応の基本的な考え方

- ① 生徒たちの安全確保が第一である。
- ② 不審者の発見者はすぐに管理職に報告する。
- ③ 不審者には複数で対応する。
- ④ 説得に応じない場合、管理職は警察に通報する。
- ⑤ 事後の対応については、全職員で確認する。

## (3) 対応の手順

- ① 発見者⇒報告と不審者の監視
  - ・不審者に対し用件をたずねる。
  - ・顔の表情や言動等によって判断する。
  - ・不審者のおそれがある場合には、校長または教頭に連絡する。
  - ・教室等へ入る様子があれば、阻止する。
  - ・不審者を監視する。
- ② 校長・教頭
  - ・発見者の連絡を受けて、状況を確認する。
  - ・複数の職員で対応するように指示する。
  - ・状況によっては、緊急放送で全校に連絡し、子どもの安全確保を図る。
- ③ 不審者の説得
  - ・不審者に対して、来校の目的を聞き取りながら「学校から出て行く」ようにする。
- ④ 警察への通報
  - ・不審者が説得に応じない場合は、即警察に連絡する。
  - ・管理職は警察が来るまでの対応を指示する。
  - ・担任は生徒の安全確保に当たる。担任以外は不審者への対応や、警察との連絡、緊急放送の任に当たる。
  - ・不審者が説得に応じても、状況によっては警察へ通報する。
  - ・必要な場合、下校時間のパトロールを要請する。
- ⑤ 緊急職員会議
  - ・必要があれば緊急職員会議を開催し、状況を説明し必要な指示をする。
  - ・当面の対応について指示する。
  - ＜指示の内容＞
    - ・集団下校の実施。
    - ・保護者への緊急連絡。
    - ・教職員による校区内パトロール。
    - ・PTA本部役員会への緊急連絡
- ⑥ 教育委員会への報告
  - ・不審者の状況と学校側の対応を時系列にしたがってまとめ、報告する。
  - ・今後の対応について協議する。

## カ 地震

### 《 地震発生時の避難誘導 》

#### (1) 教室にいる場合

##### ◇生徒

- 机の下にもぐり、落下物等から身を守る。
- 慌てて外に飛び出さない。窓や壁際から離れる。頭部の保護
- 揺れがおさまったら、教職員の指示でグランドへ避難する。教職員がいない場合は安全そうな通路からグランドへ避難する。

【基本的な避難経路:北階段→生徒玄関→グランド】

##### ◆教職員

- 生徒に落下物・転倒物・ガラスの飛散から身を守るように指示する。(安全確保)  
『机の下にもぐりなさい』『頭を出さない・頭部の保護』『机の脚を持つ』
- 揺れがおさまったら生徒にグランドへの避難指示する。  
『(通路の様子を見て避難通路を指示して)グランドへ避難しなさい』  
『押さない・走らない・しゃべらない・戻らない』  
『頭を保護できるものが近くにあれば頭にあてながら行きなさい』
- 逃げ遅れた生徒がいないか確認しながら避難する。
- ストーブ・コンロ等の火を消し、余裕があればガスの元栓も閉める。
- 負傷者がいて、運べる場合は連れて避難し、運べないと判断した場合はその場所で待つよう指示、グランドへ避難後、救助を要請する。

##### ◎特別教室いる場合

- |       |                       |                       |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 理科室   | 「窓やガラスから離れる」          | ・アルコールランプ等の火を消す       |
|       | 「薬品から離れる」             | ・机の下にもぐる等、身の安全を守る     |
|       | 「棚から離れる」              | ・薬品、実験用品が入っている棚から離れる  |
| 調理室   | 「火の側から離れる」            | ・食器等が入っている棚から離れる      |
|       | *火・湯・薬品等の危険な物のそばから離れる |                       |
| 音楽室   | 「ピアノから離れる」            | ・ピアノなど大きな楽器や機器などから離れる |
| パソコン室 | 「机の下にもぐる」             |                       |
|       | 「机の脚をつかむ」             | ・ディスプレイ等の落下、飛び出しに注意する |
| 図書室   | 「本棚から離れる」             | ・本棚から離れ               |
- ◎教室の状況に応じて具体的に指示をする

## **(2) 廊下・階段にいる場合**

- 廊下や階段で地震を感じたら、できるだけ中央で伏せ、ガラス等から身を守る。
- 揺れがおさまったら、教職員の指示でグラウンドへ避難する。教職員がいない場合は、安全そうな通路からグラウンドへ避難する。

## **(3) 体育館にいる場合**

- 体育館では、できるだけ中央に避難する。  
(天井の照明等の落下に気をつける)
- 揺れがおさまったら、教職員の指示でグラウンドへ避難する。教職員がいない場合は、安全そうな出口からグラウンドへ避難する。

## **(4) グラウンドにいる場合**

- 落下物を避けるため、校舎や斜面等から離れ、グラウンド中央に移動し、そのまま全員が避難してくるまで待つ。

## **(5) 職員室にいる場合**

- 机の下にもぐり、落下物から身を守る。
- 揺れがおさまり、放送が使えるようなら、グラウンドに落ち着いて避難するように放送する。  
(放送が使えない場合は、ハンドマイクで避難誘導を行う)
- 避難してくる生徒を誘導しながら、グラウンドに出る。
- 避難する際に、非常用緊急持ち出し物(生徒名簿・生徒緊急連絡簿・救急箱等)を持って出る。

## **(6) プールにいる場合**

- すみやかにプールの縁に移動する。縁をつかむようにする。
- 揺れが収まれば、素早くプールから出る。
- 避難の準備をする。(靴を履き、バスタオルで身を守る。)

## **(7) 校外での活動中**

- 安全確保・・・正確な状況判断と的確な指示する。
  - ①下見時の見学施設の把握
  - ②避難経路・避難場所の確認
  - ③施設管理者との打ち合わせ

○近くの避難場所へ避難する。

①避難場所・避難施設がない場合、地元の人や関係機関から情報を入手し、的確な対応をする。

②施設管理者等の指示に従う。(グループ行動時の約束に基づくこと)

○避難後の安全確保

①人員確保、負傷者の応急手当

②生徒の不安に対する配慮

③海岸での津波、山中での崖崩れ、落石などへの注意

④地元公的機関への救援要請

○学校への連絡と避難後の対応

①学校への連絡、状況報告を行い、指示を受け対応する。

(普通の場合には、教育委員会や公的機関)

②学校から委員会への連絡

③学校から保護者への連絡

④教育委員会から指示、地元公的機関への救援要請

#### **(8) 生徒が在校中で教職員と離れている場合(始業前・休み時間・部活動中・放課後)**

◇生徒

①揺れている間は、上着等で頭部を保護してじっと待機する。

②建物、ブロック塀、窓ガラス等の近くから離れる。

③落下物や倒壊物に気をつけ揺れが収まったら教師の指示に従い校舎外(運動場)に避難する。周囲の安全確認もする。

◆教職員

①全校指示

揺れが収まるまで、頭部を保護して教職員が到着するまで待機するように指示する。

②教職員は分散して生徒等の安全確保と指示誘導する。

③校舎外にいる生徒の安全確保と負傷者の応急手当をする。

#### **(9) 校内で地震発生時に危険が予測される箇所**

①普通教室

◆天井・電灯の落下、

◆清掃道具ロッカーなどの転倒

②理科室・保健室

◆窓ガラスの飛散

◆実験中の薬品の流出 実験中のガス漏れ・ガス器具やアルコールランプからの発火

③家庭科室

◆調理器具の飛散

◆実習中の熱湯や火気によるやけど、ガス漏れやガス爆発

④その他特別教室

- ◆グランドピアノの急激な移動 ◆PCやディスプレイの落下

⑤廊下・階段

- ◆窓ガラスの飛散 ◆天井・電灯の落下、壁の倒壊

⑥トイレ

- ◆天井・電灯の落下、壁の倒壊、床の破損

⑦体育館

- ◆グランドピアノの急激な移動

⑧グラウンド

- ◆外壁などの倒壊 ◆バックネット倒壊 ◆地割れ、崖崩れ

### 《 グラウンドへ避難後 》

- (1) 担任か副担任が生徒の人数とケガの確認をする。
- (2) 生徒の安否を校長・教頭に報告する。
- (3) 学校災害対策本部(企画委員と養護教員)をその場で立ち上げ、役割を確認し生徒と教職員の救助や負傷者の応急処置、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- (4) 行方不明者がいれば、二次災害に注意しながら捜索を行う。
- (5) 余震がおさまった段階で、校舎・体育館の安全確認を行い、第二次避難場所(校舎・体育館)に移動する。但し、気象条件が許すならグラウンドでの待機を続ける。

### 《 羽根中学校災害対策本部の設置 》

震度5(弱)以上の地震が発生した場合は、地震の発生時間が、教職員・生徒の在校中の場合と夜間や休日等の不在の場合とでは、初期対応は異なるが、学校は自動的に学校災害対策本部をスタートさせ初期対応を行う。

- (1) 巨大地震発生後、羽根中学校災害対策本部をスタートさせる。(本部長:校長)
- (2) 班の編制・名称・任務等については、以下の通りとする。

#### 【地震直後】

#### **避難誘導・安否確認班** (主に女性教職員)

- 生徒がグラウンドに一時避難後、生徒・教職員の安否確認、負傷者の有無及びその程度を把握し校長・教頭に報告する。
- 余震がおさまるまではグラウンドで待機させる。
- 余震がおさまったと判断し、「消火・救助・安全点検班」による校舎・体育館の安全性が確認できる場合は、「消火・救助・安全点検班」の指示に基づき第二次避難所への避難誘導を行う。

- 就業時以外の時間帯に被災した場合は、教職員の安否確認を行い、各担任を通じて生徒・生徒の家族の被災状況及びその安否を早急に確認する。

(災害時携帯電話不通)

- 特別支援学級の生徒には特別に配慮する。

#### **消火・救助・安全点検班** (主に男性教職員)

- グラウンド終了後、行方不明者がいる場合は捜索・救助を安全に配慮しながら行う。
- 火災が発生した場合は、初期消火活動を行う。
- 校内の被害状況を点検し、安全を確認するとともに、校舎・体育館の第二次避難場所及び避難経路を確保する。
- 二次災害等の危険を防止するために、立ち入り禁止区域の設定とその区域へ入れないように必要な措置を講じる。
- 学校の被害状況やライフラインの状況を確認し本部に報告する。

#### **救出・救急医療班** (養護教諭と数名)

- 養護教諭を中心に組織する。
- 建物被害又は備品等の転倒等に巻き込まれた者の救出・救急医療にあたる。
- 「避難誘導・安否確認班」と密接な連携をとり、負傷した生徒教職員や近隣から校内に運び込まれた負傷者の保護に努め、必要に応じて、地域医療救護拠点や病院など専門医療機関への搬送を行う。

#### **住民対応・避難場所支援班** (教頭と数名)

- 住民が避難してきた場合、校舎・体育館の安全性を「消火・救助・安全点検班」の報告をもとに判断し、住民を受け入れるか決定する。安全性が確保できない場合はグラウンドで待機してもらおう。
- 学校が避難場所となった場合、学校が避難場所として円滑に運営されるよう、地域防災組織等との連携を図り、誘導や避難場所の準備など必要な支援を行う。

### **【地震から数時間経過後】**

#### **(1) 生徒の下校について**

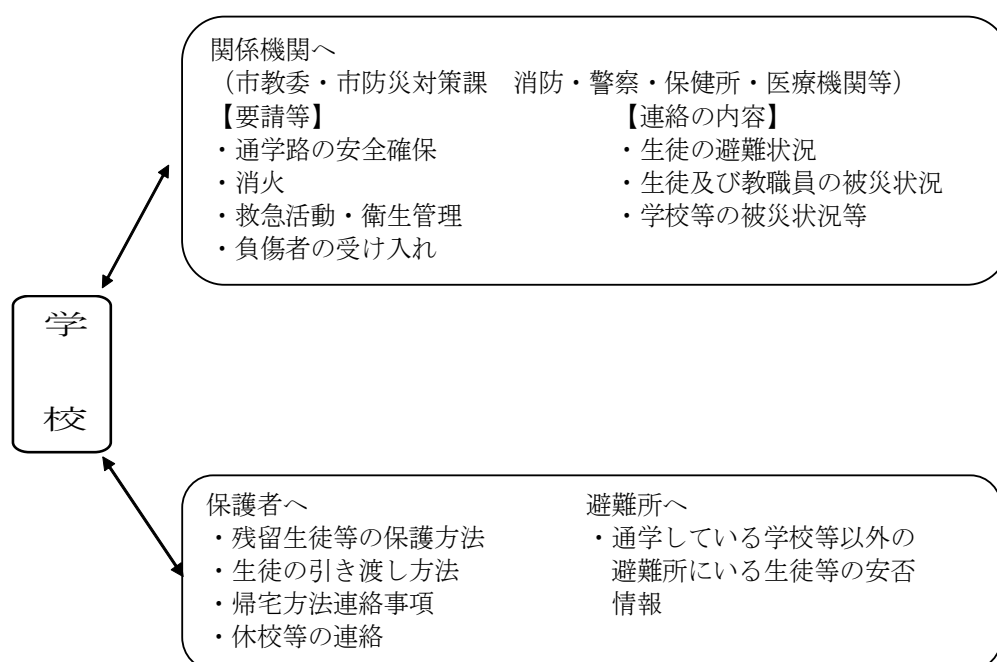
- 津波の可能性や通学路の安全について地震情報や室戸市災害対策本部に確認したあと、家庭から迎えに来たり、保護者との連絡がつき、家族の居場所が明らかになった生徒は下校させるが保護者との連絡がつかない場合は学校にて待機させる。
- 特別支援学級の生徒については基本的には保護者に迎えに来てもらう。
- 生徒が帰宅したか学校で待機中かを「避難誘導・安否確認班」が確実に把握する。

下校先が自宅か避難所かも把握する。

○学校周辺の被害が甚大な場合には、生徒をそのまま帰宅させることが、非常に危険と判断しなければならない状況もありうる。そのような場合には、学校で一時生徒を保護しなければならないことも想定される。そのような場合を想定して、あらかじめ学校において、一定の非常用の飲料水や食料等を備蓄しておくことも必要となる。

## (2) 家庭や関係機関との連絡体制・方法

各学級の連絡網・学校ホームページ・ツイッター等を活用し各家庭や関係機関に連絡、情報発信する。



## (3) 保護者への引き渡しの手順と引き渡しカード

1. 引き渡し場所は、避難場所の運動場とする。
2. 引き渡しに来た保護者から、各学級担任は直接保護者に会い、児童を引き渡す。
3. 担任は、保護者(引き渡し者)の確認をし、児童名簿に「誰が引き取りに来たか」「引き渡し時刻」を記録する。
4. 長時間要した時など、その場の状況により、引き渡し場所を変更する。  
(体育館、図書室など)



## 引き渡しカード

緊急時引き渡しカード					
(生徒名) 年 組		血液型	(きざだい) 年 組 年 組		
番号	引き取り者氏名		連絡先 (電話 住所)	生徒との 関係	チェック欄
1	保 護 者	ふりがな	電話〔 〕		
			携帯〔 〕		
			住所〔 〕		
2					
3					
引き渡し日 時	月 日 時 分	教職員氏名:			
引き渡し後の滞在場所: 自宅 ・ 自宅以外( )					

### (4) 引き渡しの判断基準

- 震度5弱以上保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。
- 震度4以下原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

### (5) 地域避難場所として

- 学校の初期消火・救助・安全確認等が終わった「消火・救助・安全点検班」は「住民・避難場所支援班」に加わり、避難住民の安全な誘導と支援を行う。
- 地域防災組織、市教委、市役所と連携して、避難住民の受け入れにあたる。
- 地域避難場所となった場合、教職員と共に避難所にいる生徒もボランティアとして行動する。

## 【地震から数日後】

大きな被害が発生した地震後、学校再開のための準備活動を行う。その際、地震後の災害対策の班を再編して、その準備にあたる。被害の規模によって、学校再開の時期は変動する。

### **学校再開準備班**（教頭を中心に）

- 学校施設の安全確認と補修ならびに危険箇所への立ち入り制限。
- 通学路の安全確認。土砂崩れや建物崩壊などの危険性がある地域を避ける通学路の作成と生徒への伝達。
- 授業再開備品や学用品等確保。
- 学校再開にむけて避難所のスペースの検討。
- 学校再開について避難住民との協議。
- 教室の割り振り。

### **応急教育計画作成班**（教務担当を中心に）

- 臨時の教育計画作成。
- 臨時時間割作成と家庭への伝達の計画。

### **心のケア推進班**（養護教諭を中心に）

- 地震で精神的にショックを受け、心のケアが必要な生徒の調査。
- 心のケアが必要な生徒については可能ならばスクールカウンセラーに依頼。

## 《 登下校中に巨大地震が発生した場合 》

### ◇生徒

- 道路沿いの建物からの窓ガラスや看板などの落下物、ブロック塀の倒壊から身を守る。
- 海や川に近い場所にいる場合は津波の危険を考え、高台に避難する。羽根中学校が近ければ羽根中学校に避難する。
- 大災害となった場合は登校せず自宅か避難所等の安全な所で待機する。

### ◆教職員

- 自家用車を運転中の場合は、すみやかに道路に端に停車する。  
(橋の上や建物の横は避ける)

- 揺れがおさまったら、地震情報を聞きながら、海岸に近い所におればすぐに高台に避難する。渋滞等の状況によっては、車をその場に残して走って避難する。
- 羽根中学校が近ければ、安全に配慮し登校し校舎・体育館の安全を確認し、開錠し市職員や地域防災組織とともに避難場所提供に協力する。
- 羽根中学校から離れている場合は、余震がおさまらず津波の警報を確認した後、危険性がなければ帰宅し家族の安全と生活を確保する。
- 家庭に支障がなく、道路が通行可能ならば安全に配慮しながら登校する。
- 生徒の安否を確認する。(災害時携帯電話不通)
- 羽根中学校災害対策本部の指示で行動する。

### 《 夜間や休日に巨大地震が発生した場合 》

#### ◇生徒

- 机の下などで身を守った後、揺れがおさまったら高台に避難する。
- 避難するときは、建物からの落下物、ブロック塀、山崩れ、落石に注意する。
- 地震情報を良く聞き、保護者などの大人と共に行動する。
- 大災害となった場合は登校せず、自宅か避難所等の安全な所で待機する。

#### ◆教職員

- 自らや家族の安全と生活を確保した後、津波の心配がなく、道路が通行可能なら安全に配慮しながら登校する。
- 校舎・体育館の安全を確認し、開錠する。
- 生徒の安否を確認する。(災害時携帯電話不通)
- 羽根中学校災害対策本部の指示で行動する。

### ■休日・夜間の震災時における参集体制

配備体制	配備基準	参集体制
第1配備 警戒体制	津波注意報が発表	津波・浸水が想定される場合は、管理職を含め教職員配備
第2配備 厳重警戒体制 必要に応じ災害 対策本部設置	震度4の地震が発生 ----- 津波警報が発表	管理職を含め教職員を配備 ----- 津波・浸水が想定される場合は、管理職を含め、 教職員を配備
第3配備 学校等災害対策 本部設置	震度5弱の地震が発生 生 ----- 震度5強の地震が発生 生 ----- 大津波警報が発表	管理職を含め、教職員を配備 ----- 原則として教職員の <u>全員</u> を配備 ----- ※勤務校(先)への参集が不可能な場合は、最寄りの 県立または市町村立学校へ

## ■大津波警報発令時の参集体制

職名	氏名	居住地	所用時間	学校以外の 参集場所	職名	氏名	居住地	所用時間	学校以外の 参集場所
校長	舩田光彦	佐喜浜町	自転車2時間	佐喜浜小	教諭	杉本美樹	香南市野市	自転車5時間	野市東小
教頭	竹村 誠	香南市野市	自転車 5 時間	野市小	教諭	梶谷祐介	土佐山田町	自転車5時間	山田小
教諭	那須磨知子	安田町	自転車 1 時間	安田小学校	教諭	西村一輝	安芸市	自転車2時間	清水ヶ丘中
教諭	金子宜博	室戸市浮津	自転車 1 時間	室戸高校	養講師	窪田彩乃	安田町	自転車1時間	安田小
教諭	野邑孝夫	香南市野市	自転車 5 時間	城山高校	支援員	見津田秀貴	室戸岬町	自転車1時間	室戸小
教諭	楠 文子	羽根町	自転車 5 分	羽根小	主任	美幸 功	安田町	自転車1時間	安田小学校
教諭	百々邦理	安芸市	自転車2時間	市立安芸中					

## キ 火災

### (1) 組織編成 (役割分担)

本部 (校長・教頭)	通報係 (人権教育主任)	誘導係 (各担任・教科担任)
◇状況把握、判断、指示 ◇総指揮、通報・連絡指示 ◇人員確認、とりまとめ ◇教育委員会への通報	◇校内への通報 (放送、肉声の連呼) ◇消防署への通報 ◇各種連絡を行う	◇生徒の安全な場所への誘導 ◇生徒の検索 ◇人員確認、報告
救護係 (養護教諭)	搬出係 (職員室にいる者)	消火係 (職員)
◇救護所の開設 ◇保健室休養者の誘導 ◇救急処置、移送 ◇救急隊到着の際の協力	◇非常持ち出し書類の搬出 生徒名簿 ◇搬出後の警備・保守	◇初期消火 ◇生徒の検索協力 ◇消防隊到着の際の誘導

◇災害発生時の指揮系統

1 校長 2 教頭 3 人権教育主任 4 教務主任 5 主任 (事務職)

### (2) 避難場所と経路 (避難経路図)

### (3) 通 報

- ①放送設備が使用可能なときは、まず放送で通報する。
- ②同時に、または放送不能の時は、ベルを継続してならす。
- ③電気機器不能の場合は、鐘を乱打し大声で、鐘がないときは大声で通報する。

#### (4) 避難要領

- ①火災の事態の通報終了に続いて「避難用意」「起立」「進め」
  - ②電気機器不能のとき、口頭で「火事だ、避難用意」「起立」「進め」
  - ③基本的には、教室・廊下等に示してある避難経路のとおりグラウンドまで避難をする。
  - ④避難をする際には、以下のことに注意をする。
    - ・火元の確認後、先生の指示通り避難。
    - ・騒いだり、押し合ったりせず、グラウンドへ。
- 確認（グラウンドにて）  
 点呼・・・班長 → 代表委員 → 学級担任 → 教頭 → 校長

#### (5) 注意事項

- ①校舎内は速足で、先の者を追い越さない。間隔をつめ、無言で足下注意。
- ②校舎外に出たら、走って運動場の避難場所に集まる。
- ③先の人が転んだら右手を高く上げて「ストップ」の指示後人は押さずに待つ。
- ④担任、副担任は生徒が残っていないことを確認する。
- ⑤生徒は指揮者の指示に従い、勝手な行動をしないこと。
- ⑥避難場所に集合し、終わり次第速やかに担任または副担任が人員を点呼し、指揮者に報告する。

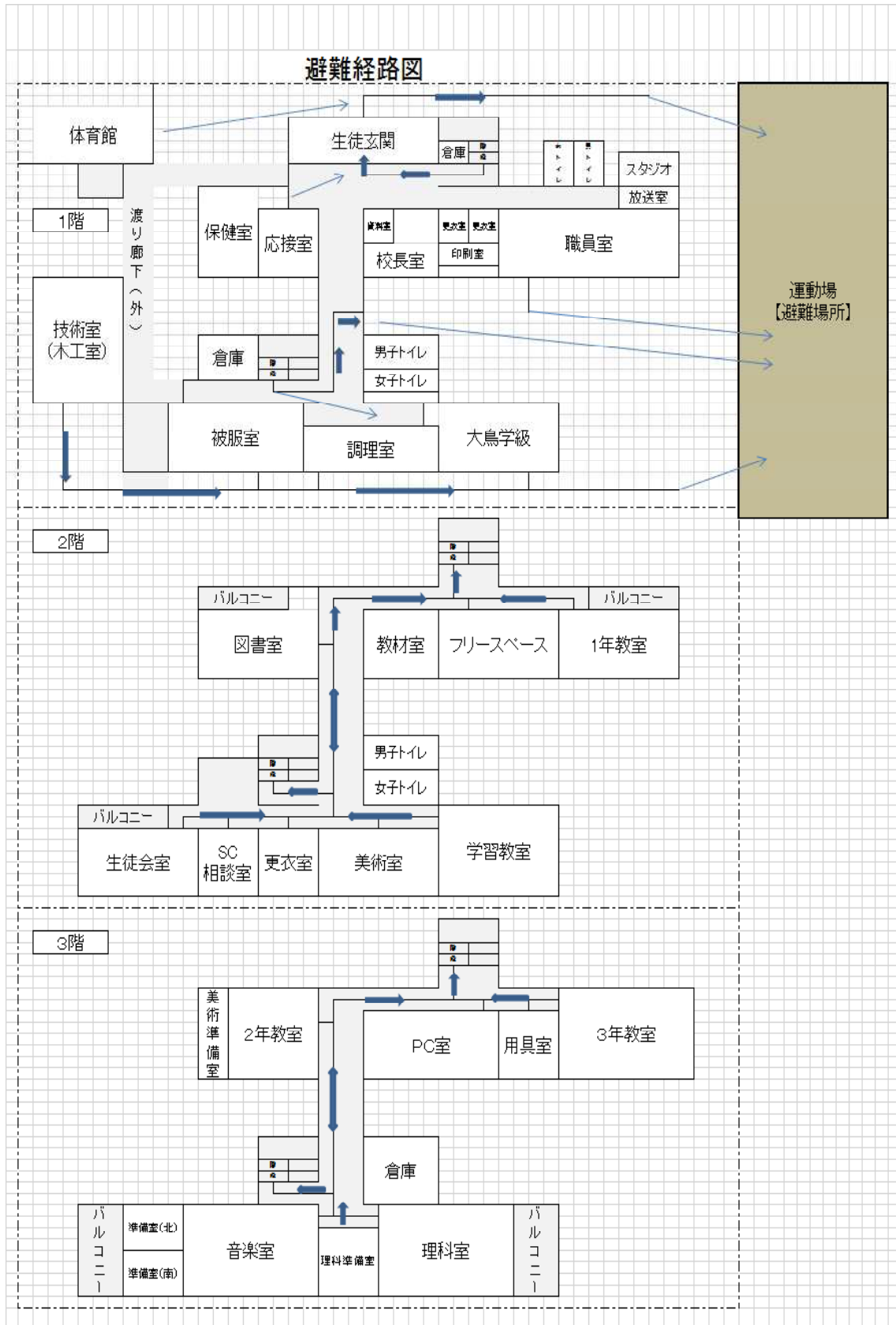
#### (6) 火元責任者（火災の予防）

職員室	教 頭	2年教室	2年学級担任	技術室	技術科担当
校長室	校 長	3年教室	3年学級担任	理科室	理科担当
湯沸し室	用 務	特別支援教室	特別支援学級担任	音楽室	音楽科担当
保健室	養護教諭	多目的教室	教 頭	図書室	国語科担当
放送室	文化部担当	相談室	養護教員	被服室	家庭科担当
職員更衣室	教 頭	男子更衣室	教 頭	卓球室	卓球部顧問
視聴覚室	情報担当	女子更衣室	養護教員	体育館	体育主任
美術室	美術科担当	生徒会室	生徒会担当	プール	体育主任
1年教室	1年学級担任	調理室	家庭科担当		

(7) 防火年間計画

月	内 容
4	・防火管理者の選任と届け出 ・防災教育全体計画の作成 ・防災教育全体計画周知
5	・消火器の点検
6	・避難訓練(地震想定)
7	・放水試験・点検
11	・防火ポスターの掲示 ・避難訓練(地震想定)
12	・ストーブ伴う措置
1	・ガス器具、燃料保管場所の点検
2	・消火器の点検 ・避難訓練(火災想定)
3	・1年間の反省

(8) 避難経路図



## (9) 避難訓練

### 避難訓練実施要項

室戸市立羽根中学校

1. 目的 ◎ 南海地震（火災）発生に際し、生徒をすみやかに避難場所に誘導し生徒の安全を確保する  
◎ 集団行動の場とする
  2. 日時 ①平成30年 6月15日（木） 6校時終了後 15:15～15:30 雨天決行  
②平成30年 11月 9日（金） 6校時終5分前 15:10～15:25 雨天決行  
③平成31年 2月26日（火） 6校時終了後 15:15～15:30 雨天決行
  3. 内容 避難訓練《南海地震想定①② 火災想定 ③》
    - (1) 身の安全の確保
    - (2) 避難
    - (3) 南海地震発生時の対応についての確認と評価①②  
火災発生時の対応についての確認と評価③
  4. 避難経路
    - (1) 3 階（1・3年教室） 北階段より玄関→グラウンドへ
    - (2) 2 階（2年教室） 北階段より玄関→グラウンドへ
    - (3) その他特別教室 安全な最寄りの出口よりグラウンドへ
  5. 訓練実施項目と方法
    - (1) 事前指導と確認【事前に総合的な学習の時間で以下のことについて指導・確認しておく。その際に高知県安全教育プログラムを活用】
      - I 避難訓練の意義と避難経路の確認
      - II 先生の指示により避難する 指示に従い勝手な行動をとらない
      - III 身の安全の確保（地震発生時に頭部及び上半身を保護するために、机の下にもぐり机の脚をしっかりと持つように指示する…100秒）
      - IV 出口・廊下・階段などで「押さない」「走らない」「しゃべらない」「もどらない」を徹底
      - V 上履きのまま避難する（校舎外では駆け足で避難場所まで移動）  
※ヘルメット着用
    - (2) 通 報（放送係→竹村）【14:15】 ①②③  
『地震音を流す』… 100秒 ①②
    - (3) 避 難 【14:17】
      - I 出口の確保と生徒の安全確保:担当教員指示 ①②③
      - II 100秒後 『大きな揺れがおさまりました生徒は避難してください』 ①②  
放送で避難指示:竹村 ①②③
      - III 避難経路の安全確認を副担任が行い担任に報告→避難開始 ①②③  
※危険場所への教員の配置  

生徒玄関:美幸
北階段1・2:谷井
北階段2・3:神崎・那須
  - (4) 評価と地震発生時の対応について【14:20～14:30】
    - ◎ 避難訓練の全体評価（校長先生より）
- ※ 避難訓練終了後に上履きを拭くための雑巾を生徒玄関に準備（北村・山岡）



## ク 風水害

### (1) 自然災害（大雨・台風・大雪・雷・竜巻・土砂災害等）の基本的な考え方

台風接近及び大雪に対しては、テレビ、ラジオ等により常に状況把握をするとともに、事前に予知できるものは、市教育委員会と連絡を取り判断することも必要である。しかし、災害発生時の曜日や時刻によって、直ちに打つ手が違ってくるのが学校の現実である。最近は局地的に大雨になることが多くなってきたので危機意識を常にもつことが必要である。急変する状況を見通した迅速な判断をし、生徒、職員の生命や身体の安全を守ることが望まれる。

#### ①生徒の登校前

登校中の生徒の安全確保が心配される。また、教職員の出勤も交通事情が通常と異なり出勤できない状況になることも考えておかなければならない。登校してきた生徒の対応をどうするのか、応急の策を立てることも必要になってくる。

#### ②生徒の在校中

在校中は、生徒の生命・身体の安全を考えなければならない。さらに、下校の安全確保ができるか状況把握を行わなければならない。下校途中発生する事故や下校不可能になることも予測しながら状況を判断する必要がある。また、校地・校舎の施設面にも気を配り生徒の安全を守る必要がある。

#### ③授業を打ち切って下校させる場合

授業を打ち切って下校させる場合、家庭に保護者がいないことも予測できるので十分な配慮が必要である。

### (2) 対応の基本的な考え方

- ①校長は、気象情報や防災連絡等により、天候の把握に努めるとともに、近隣の学校とも連絡取り合い適切な判断を行う。
- ②学校周辺の通学路、交通機関等の把握をする。
- ③授業のうちきり、始業時刻の変更、臨時休校の判断は校長がする。
- ④上記の判断後、担任は生徒にその趣旨を周知させ安全指導をする。また、家庭への連絡も状況により安心メールを利用するなど適切に行う。
- ⑤生徒の下校確認をするとともに、今後の対応策を示す。
- ⑥校地・校舎等の防護も忘れてはならない。風水害によって被害がもたらされないよう適切に処置する。
- ⑦学校が地域住民の避難場所になると予想されるときには、その準備も必要である。

## ケ PM2.5、光化学スモッグへの対応

### (1) 対応の基本的な考え方

- ①教頭と保健体育科主任は、日常的にその数値や注意報・警報に留意し、基準値を超える場合や警報が発令された場合には、「室外に出ない」等の指導を行う。
- ②特に、体育会やその準備期間については、職員室に数値を示すなど情報を共有する。

## コ アレルギー症状のある生徒への対応

### (1) 対応の基本的な考え方

- ① 4月当初に全職員で、生徒名・その症状・対応等について情報を共有する。
- ② その症状に応じて、学年や校務分掌の組織で対応を具体化する。
- ③ 自然教室や修学旅行等の行事前には調査を行い、保護者と協議の上、十分な対応等をとる。
- ④ アナフィラキシーショックが起こった場合は、119番通報により救急車を要請するとともにエピペン注射等で対応する。

## サ 熱中症への対応

### (1) 対応の基本的な考え方

- ① 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツ、作業させることは避ける。
- ② 屋外で運動やスポーツ、作業を行うときは、帽子をかぶらせ出来るだけ薄着をさせる。
- ③ 屋内外にかかわらず、長時間の練習や作業はこまめに水分を補給し、適宜休暇を入れる。また、終了後には水分補給をさせること。
- ④ 常に健康観察を行い、生徒等の健康管理に注意する。
- ⑤ 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら、速やかに必要な措置をとる。
- ⑥ 生徒が心身に不調を感じたら申し出るよう習慣づけ、無理をさせない。

### (2) 熱中症予防のための運動指針

環境省 「熱中症環境保健マニュアル」より

気温	WBGT 温度	湿球 温度	熱中症予防運動指数	
35℃ 以上	31℃ 以上	27℃ 以上	<b>運動は 原則中止</b>	特別の場合以外は運動を中止する。 特に、子どもの場合には中止すべき。
31 ～35℃	28～ 31℃	24℃	<b>嚴重警戒</b> 激しい運動 は中止	熱中症の危険性が高いので、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休息をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さに慣れていない人は運動中止。
28～ 31℃	25～ 28℃	21℃	<b>警 戒</b> 積極的休息	熱中症の危険が増すので、積極的に休息をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休息をとる。
24～28℃	21～ 25℃	18℃	<b>注 意</b> 積極的に水 分補給	熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
24℃ 未満	21℃ 未満	18℃ 未満	<b>ほぼ安全</b> 適宜水補給	通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給は必要である。市民マラソンなどではこの条件でも要注意。

### (3) 熱中症の症状と応急処置

	特徴と症状	応急処置
熱けいれん	大量の発汗があり、水のみを補給した場合に血液のナトリウム濃度が低下して起こる 症状：筋肉痛、手足がつる、四肢・腹部などの筋肉けいれん	生理食塩水を補給する
熱失神	皮膚血管の拡張によって脳血流が減少して起こる 症状：めまい、一時的な失神、顔面蒼白、呼吸増加	衣服を緩める 必要な冷却を施す
熱疲労	大量に汗をかき、水分の補給が追い付かないと、身体が脱水状態になり起こる 症状：全身倦怠感、悪心・嘔吐、頭痛、集中力・判断力の低下	足を高くし、手足を末端から中心部に向けてマッサージする
熱射病	体温上昇のため、中枢神経に異常をきたした状態 症状：高体温、意識障害（周囲の状況が分からなくなる状態～昏睡）、呼びかけや刺激への反応が鈍い、ふらつく	すぐに救急車要請を行う 積極的に身体を冷やす

## シ 頭頸部外傷への対応

### (1) 体育活動における基本的注意事項

- ①生徒の発達段階や技能・体力の程度に応じて、指導計画や活動計画を定める。
- ②体調が悪いときには、無理をしない、させない。
- ③健康管理を十分に行う。
- ④施設・設備・用具等について継続的・計画的に安全点検を行い、正しく使用する。

### (2) 頭頸部外傷を受けた（疑いのある）生徒に対する注意事項

- ①意識障害は脳損傷の程度を示す重要な症状であり、意識状態を見極めて、対応することが重要である。
  - ア. まったく応答がないときも、話し方や動作、表情が普段と違うときも、意識の障害である。
  - イ. 意識障害が続くときはもちろん、意識を一時失ったり、外傷前後の記憶がはっきりしない、頭痛、吐き気、嘔吐、めまい、手足のしびれや力が入らないなどの症状があれば、脳神経外科専門医の診察を受ける必要がある。
  - ウ. 頭の怪我は、時間が経つと症状が変化し、目を離しているうちに重傷になることがある。外傷後、少なくとも24時間は観察し、患者を一人きりにしてはならない。
- ②頭部を打っていないからといって安心できない。意識が回復したからといって安心できない。
  - ア. 脳の損傷は、頭が揺さぶられるだけで発生することがある。
  - イ. 意識が回復したあと、出血などの重大な損傷が起きている場合もある。

③頸髄・頸椎損傷が疑われた場合は動かさないで速やかに救急車を要請する。

④練習や試合への復帰は慎重に。

ア. 繰り返して頭部に衝撃を受けると、重大な脳損傷が起こることがある。スポーツへの復帰は慎重にし、必要に応じて脳神経外科専門医の判断を仰ぐ。

## **(2) その他、日頃からの心がけ**

①救急に対する体制を整備し、充実させる。

②安全教育や組織活動を充実し教職員や生徒が事故の発生要因や発生メカニズムなどを正確に把握し、適切に対応できるようにする。

## **ス 新たな危機事象への対応**

### **1 学校への犯罪予告・テロへの対応**

(1) 日常的に学校環境を整備し、不審なものがないか点検を行う。

(2) 薬品等の備品管理を徹底し、長期休業中に点検を実施する。

(3) 犯罪予告等があった場合には、

①最初に情報に触れた教職員は管理職へ報告

②速やかな校内での情報共有

③教育委員会・警察へ通報し、指示や情報を得る

④教育委員会・警察の指示のもと生徒の安全を第一とした対応を行う。

### **2 インターネット上の犯罪被害への対応**

(1) 犯罪被害の未然防止及び問題の早期発見・被害防止のために、情報モラル共育の充実に努める。

(2) 保護者に対して、携帯電話等の「フィルタリングサービス」の必要性を広報し、保護者と生徒と一緒に考える学習会を企画する。

(3) 被害があった場合には、警察等関係機関と相談し適切な対応を行う。

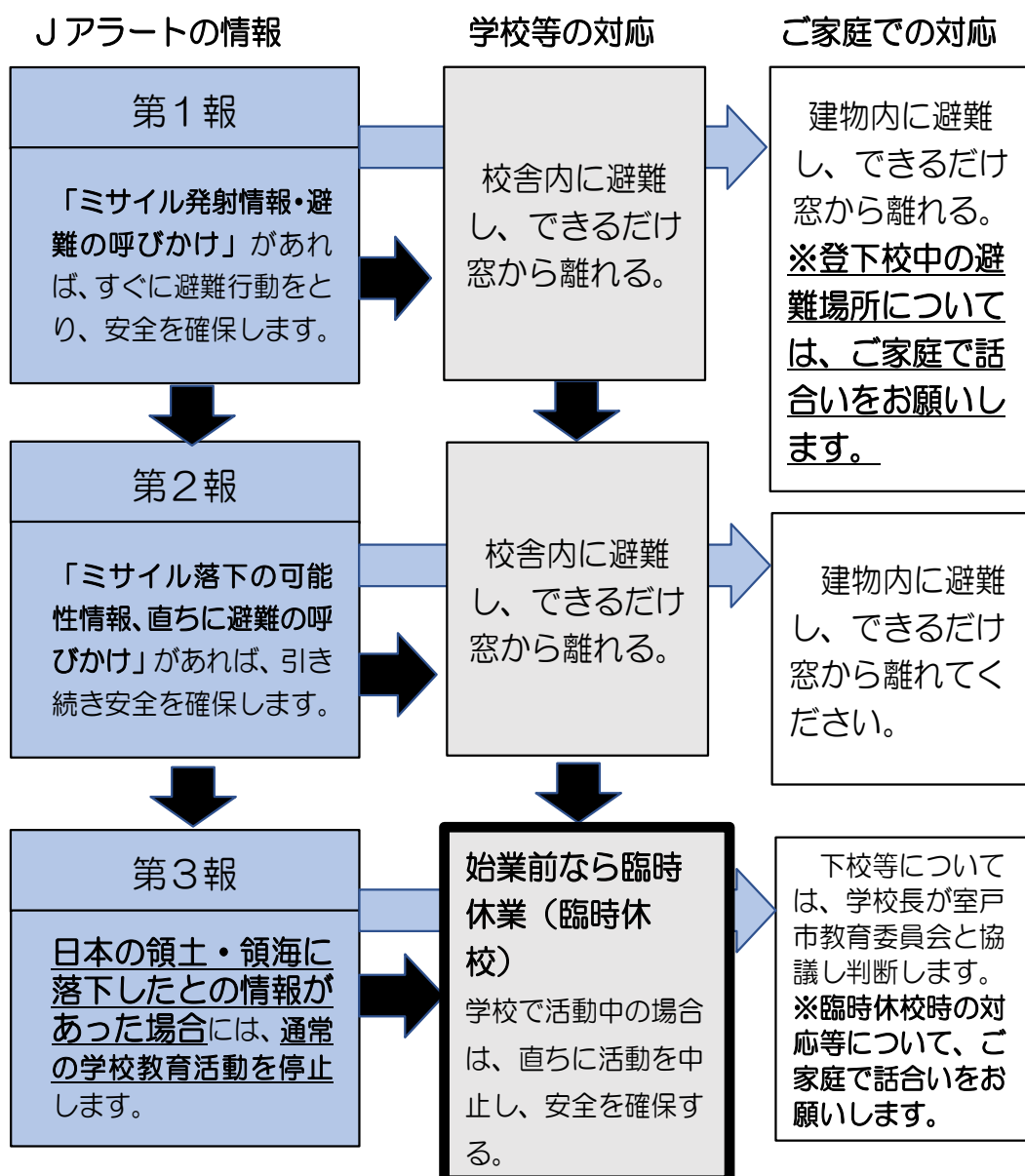
### 3 弾道ミサイル発射に係る対応

## 北朝鮮による弾道ミサイル発射に係る対応について

室戸市教育委員会

北朝鮮から発射された弾道ミサイルが日本に飛来する可能性がある場合、全国瞬時警報システム(Jアラート)によって情報伝達され、テレビや室戸市内の防災無線等で放送されます。

この情報によって、室戸市内の学校は、以下のように対応しますので、日ごろからお子様と安全確保や対応について確認をしておいてください。



※臨時休校の判断は、第3報です。学校から臨時休校の連絡はできませんので、防災無線などの情報に注意してください。

## 災害時の応急手当

- 1 自分のケガについて
  - ・あわてて一人で行動しない。動き回ると、ひどくなる。
  - ・すぐ大声を出して、近くの人に助けを求める。
- 2 ケガをしている人がいたら
  - ・救急車や医者へ連絡をする。または、近くの人にけがの様子を知らせ、救急車や医者への連絡を依頼する。
  - ・次のような簡単な応急手当をする。

### <止血の方法>

#### 【直接圧迫止血】

- ・出血している傷口をガーゼやハンカチなどで直接押さえて、しばらく圧迫する。

#### 【間接圧迫止血】

- ・傷口より心臓に近い動脈（止血点）を手や指で圧迫して血液の流れを止めて止血する。（直接圧迫止血をすぐに行えない時に応急的に行う。直接圧迫止血を始めたなら間接圧迫止血は中止）

### <捻挫・打撲>

- ・冷水または氷のうで冷やし、安静にします。（ねんざ）
- ・打撲部位は、骨折、脱臼、捻挫と同様に安静にして、原則として冷やす。（だぼく）
- ・初期には、動かしたり温めたりすると、内出血や腫れがひどくなるので注意する。

### <骨折>

- ・全身及び患部を安静にし、患部を固定する。
- ・手首や前腕の骨折の場合、肘関節から指先までの長さの副子を骨折部の外側と内側に当て、固定する。  
※副子とは、骨折部の動揺を防ぐため、上肢・下肢及び体に当てる指示物をいい、骨折部の上下の関節を含めることのできる十分な長さ、強さ、幅をもつものが有効で、この条件を備えるならばどんな物でも構わない。（新聞し、雑誌、段ボール、棒、杖、傘、野球のバット、毛布、座布団など）

### <やけど（熱傷）>

- ・冷たい水などで痛みがとれるまで冷やす。その後も濡れたタオルや氷水を入れたビニール袋などで冷す。
- ・やけどの部位が衣服で覆われていても、そのままにして急いで冷水をかける。

## 防災関係機関連絡先一覧

室戸市立羽根中学校 室戸市羽根町乙774

tel・fax 0887-24-6000

### 高知県教育委員会室戸市関係機関

	電 話	FAX	備 考
教育政策課	088-821-4902	088-821-4558	
教職員福利課	088-821-4905	088-821-4725	
学校安全対策課	088-821-4534	088-821-4546	
小中学校課	088-821-4735	088-821-4926	
スポーツ健康教育課	088-821-4751	088-821-4849	
心の教育センター	088-833-2932	088-833-2935	
東部教育事務所	0887-34-3591	0887-34-3592	

### 室戸市

	電 話	FAX	備 考
教育委員会			(学校保育課)
学校保育課	0887-22-5141	0887-22-1120	0887-22-5142
生涯学習課	0887-22-5142	0887-22-1120	0887-22-5144
教育研究所	0887-22-1230	0887-22-1230	0887-22-5160
青少年補導センター	0887-22-5145	0887-22-1120	
室戸市役所	0887-22-1111		
防災対策課	0887-22-5132		
水道局	0887-22-5138		
福祉事務所	0887-22-5135		

### 関係機関

	電 話	FAX	備 考
室戸市消防本部	0887-22-0014		
室戸警察署	0887-22-0110		
室戸警察羽根駐在所	0887-26-1811		
室戸中央病院	0887-23-3311		
むろとびあ病院	0887-23-3993		
田野病院	0887-38-7111		
四国電力	0120-410-781		
羽根小学校	0887-26-1802		
羽根公民館	0887-26-1823		
羽根市民館	0887-26-1813		

### <災害用伝言ダイヤル>

- ① 171をダイヤル ②伝言を録音したい ⇒ 1を押す  
 伝言を再生したい ⇒ 2を押す
- ③被災地の方 ⇒ 自宅の番号、連絡を取りたい方の番号を押す ④案内が流れる  
 被災地以外の方 ⇒ 連絡をとりたい被災地の方の番号を押す